社会福祉法人 美原福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人美原福祉会(以下「この法人」という)の定款第 8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事 項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事、外部理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2) 外部理事とは、理事の内この法人の職員を兼務してない者をいう。
 - (2)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。
 - (1) 理事 報酬、賞与
 - (2) 評議員 報酬
 - (3) 外部理事 報酬
 - (4) 監事 報酬
- 2 前項に規定するもののうち、役員に対する報酬等の総額は、年度ごとに30,000,000円を超えないものとする。

(報酬等の額の算定方法)

- 第4条 理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に 定める範囲内で、理事会において決定する。
 - (1)報酬 別表1に定める額
- (2) 賞与 別表2に定める算式により算出される額
- 2 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。
- 3 評議員選任・解任委員に対する報酬の額は別表4に定める額とする。
- 4 外部理事に対する報酬の額は別表5に定める額とする。
- 5 監事に対する報酬の額は別表6に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
 - (1)報酬 毎月末日(ただし、その日が休日の場合は、その前日に繰上げて支給する。)
 - (2) 賞与 毎年6月及び12月

- 2 評議員、評議員選任・解任委員及び外部理事に対する報酬は、理事会又は評議員会 等への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、本人名義の金融機関の口座に振り込む。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は平成30年12月7日より施行する。

(当初:平成30年12月7日)

別表1 (理事の報酬)

役職名		報酬額	Į
理事長	月額	500,	000円
理事	月額	300,	000円

別表2 (理事の賞与)

	• /
6月賞与	報酬月額×2カ月分を限度
12月賞与	報酬月額×2カ月分を限度

別表3 (評議員の報酬)

	日額
評議員会への出席	20,000円

別表4 (評議員選任・解任委員の報酬)

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	15,000円

別表5 (外部理事の報酬)

	日額
理事会等への出席	15,000円

別表6 (監事の報酬)

	日額
理事会等への出席	15,000円
監事監査	30,000円